

生産性向上・職場環境整備等支援事業の実施に関するQ&A
(これまでの厚生労働省の説明資料等をもとに作成)

Q 1 : どのような医療機関等が対象となるのか。

A 1 : 令和7年3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションとなります。

Q 2 : どのような取組が支給対象となるのか。

A 2 : 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務の効率化や職員の処遇改善を図る取組（いずれか（複数可））が対象となります。

(1) ICT機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、
床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

(2) タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスク
シフト／シェア

(3) 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

Q 3 : 支給申請額はどのように算定するのか。

A 3 : 支給申請額の算定方法は、以下のとおりです。

- ・病院・有床診療所(※) : 許可病床数 × 4万円
- ・無床診療所 : 1施設 × 18万円
- ・訪問看護ステーション : 1施設 × 18万円

※許可病床数が4床以下の有床診療所は1施設×18万円を支給する。

Q 4 : ベースアップ評価料で手当されている賃上げ分について、本給付金を充当することは可能か。

A 4 : ベースアップ評価料で手当されている賃上げ分には、本事業の給付金をあててはできず、その部分以上のベア・手当・一時金が対象になります。

Q 5 : タスクシフトシェアについて、医師事務作業補助者・看護補助者「等」とあるが、他にどういった方がメニューの対象となり得るか。

A 5 : 医師事務作業補助者・看護補助者に限らず、レセプトを入力するための事務担当者なども対象となる予定です。

Q 6 : 申請しても、満額支給されない場合や、不支給となる場合はあるか。

A 6 : 国の予算の範囲内で給付されるものであるため、満額給付されない場合や全額不支給となる場合も想定されます。

Q 7 : ICT機器の購入等の経費に充てる場合、補助金と同様、処分制限等がかかるのか。

A 7 : 補助金と同様の性質なので、財産の処分制限は通常の補助金と同様の制限がかかります。

Q 8 : 本支援事業は、今後も実施されるのか。

A 8 : 継続実施されるかは、現時点では示されておりません。

Q 9 : 給付金の返還を求められることはあるか。

A 9 : 以下に定める事項に該当する場合、支給を行った給付金全額の返還を求めます。

- ・対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合
- ・申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。